

令和6年度実施庁目標の策定について

令和6年3月



実施庁目標とは

実施庁

中央省庁等改革基本法に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、

平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁 : 法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁 : 防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法 第16条第6項第2号に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を
経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

令和6年度目標のポイント

- ・ 令和6年度目標については、以下の点がポイント。

①特許・意匠・商標の審査期間については、一次審査通知までの期間（FA）・権利化までの審査期間（TP期間）ともに、**令和5年度目標を引き続き維持する。**

※AI等の融合技術の発明等に関する出願の急増に対応しつつ、特許審査の質を維持しながら「権利化までの期間」を10年後の2033年度においても「平均14か月以内」に堅持する（知的財産推進計画2023）

②商標の拒絶査定不服審判の審理期間について、令和3・4年度の請求件数の増加により未審理件数が多数あることを踏まえ、**目標を変更する。**

③中小企業支援に係る施策については、INPITの第6期中期目標と平仄を合わせつつ、特許庁・INPITが一体となって中小企業支援を進めるべく、**よりアウトカムに重きを置いた政策目標を掲げる。**

④出願人の求めに応じた面接の実施、電子出願システム及び方式審査期間といった**機械的に達成される目標は削除する。**

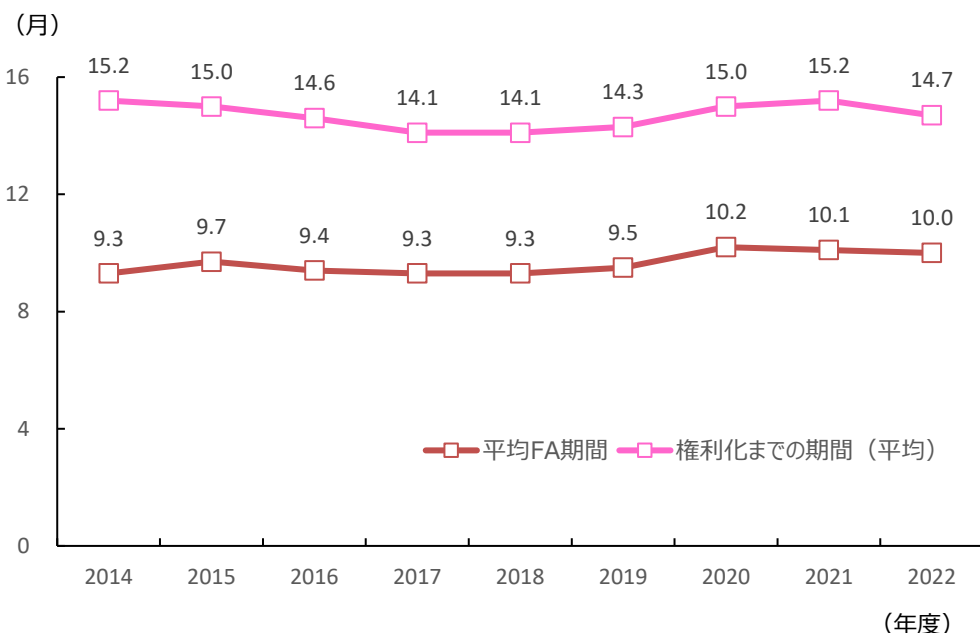
1-1. 審査期間について

項目		令和3年度 評価	令和4年度評価	令和5年度目標	令和6年度目標
特許	一次審査通知までの期間	10.1ヵ月	10.0ヵ月	年度平均8.5～10.5ヵ月、 令和6年3月平均8.5～10ヵ月	8.5～10.5ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.6ヵ月	2.2ヵ月	3ヵ月以内	3ヵ月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	0.8ヵ月	0.9ヵ月	1ヵ月以内	1ヵ月以内
	権利化までの期間	15.2ヵ月	14.7ヵ月	年度平均13～15ヵ月、 令和6年3月平均13～14ヵ月	13～15ヵ月
意匠	一次審査通知までの期間	6.4ヵ月	6.0ヵ月	5～7ヵ月	5～7ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.2ヵ月	1.8ヵ月	3ヵ月以内	3ヵ月以内
	権利化までの期間	7.4ヵ月	7.0ヵ月	6～8ヵ月	6～8ヵ月
商標	一次審査通知までの期間	8.0ヵ月	年度平均5.4ヵ月 令和4年度末月平均5.5 ヵ月	5.5～7.5ヵ月	5.5～7.5ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.1ヵ月	1.9ヵ月	3ヵ月以内	3ヵ月以内
	権利化までの期間	9.6ヵ月	年度平均6.9ヵ月、 令和4年度末月平均6.9 ヵ月	7～9ヵ月	7～9ヵ月

(参考) 特許審査の迅速性

- ◆ 特許審査について、これまで「一次審査通知までの期間（FA） 平均 10 か月以内、権利化までの期間（STP） 平均 14か月以内」と掲げ、迅速化を進めてきたところ、今年度末に達成する見込み。

一次審査通知、権利化までの期間の推移（日本）



各国における一次審査通知までの期間と権利化までの期間

2021年	一次審査通知 までの期間	権利化までの期間
日本	10.1か月	15.2か月
米国	16.9か月	23.3か月
欧州	4.8か月（※）	23.0か月
中国	12.5か月	18.5か月
韓国	12.2か月	16.0か月

※欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、
出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
（資料）米国：PERFORMANCE AND ACCOUNTABILITY REPORT 2021
欧州、中国、韓国：IP5 Statistic Report 2021

1-2. 審査の質について

- 「出願人の求めに応じた面接の実施」については、これまでも原則、100%面接を安定的に実施できていることから、6年度目標以降は「削除」する。

項目		令和3年度評価	令和4年度評価	令和5年度目標	令和6年度目標
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	66.1%	65.5%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	76.6%	73.0%	上位評価割合 70%以上	上位評価割合 70%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	60.1%【未達】	67.4%	上位評価割合 65%以上	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

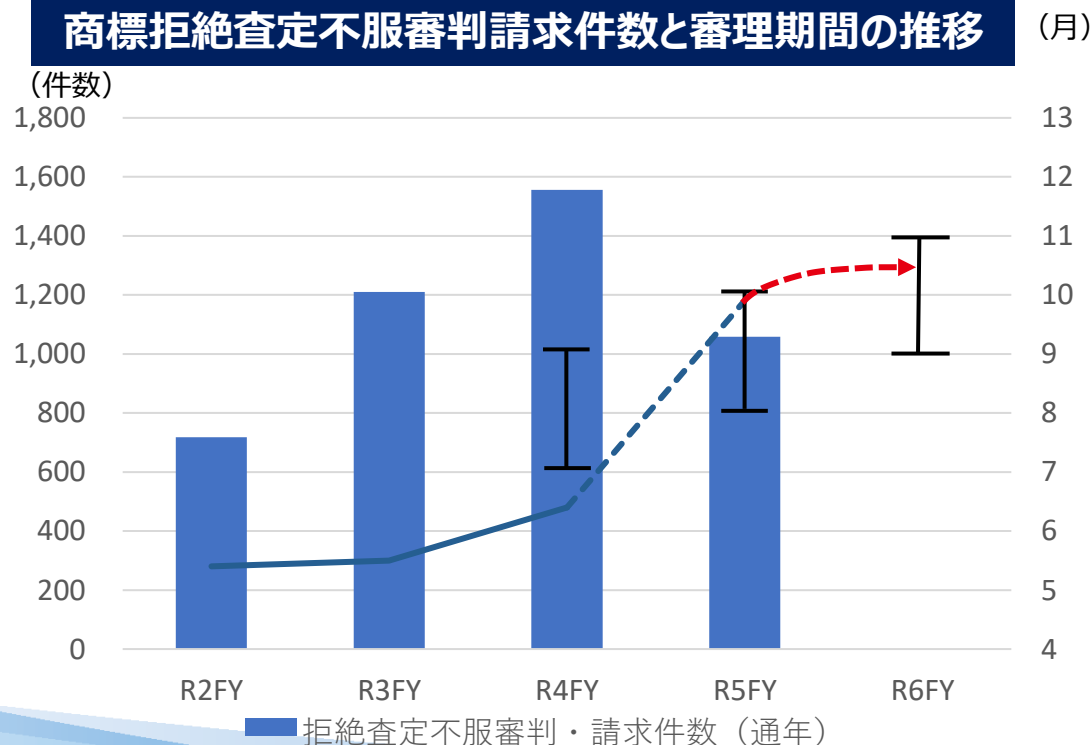
2. 審判について

項目		令和3年度評価	令和4年度目標	令和4年度評価	令和5年度目標	令和6年度目標
拒絶査定 不服審判	特許	9.6ヵ月	9～11ヵ月	10.1ヵ月	10～12ヵ月	10～12ヵ月
	意匠	4.1ヵ月	4～6ヵ月	4.4ヵ月	4～6ヵ月	4～6ヵ月
	商標	5.5ヵ月	7～9ヵ月	6.6ヵ月	8～10ヵ月	9～11ヵ月
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2.3ヵ月	2～4ヵ月	2.4ヵ月	2～4ヵ月	2～4ヵ月
無効審判	特許 意匠 商標	8.3ヵ月	7～9ヵ月	8.6ヵ月	7～9ヵ月	7～9ヵ月
異議申立て	特許	7.5ヵ月	7～9ヵ月	7.3ヵ月	7～9ヵ月	7～9ヵ月
	商標	5.0ヵ月	5～7ヵ月	6.5ヵ月	5～7ヵ月	5～7ヵ月

商標の拒絶査定不服審判審理期間

- **商標**の拒絶査定不服審判請求件数については、令和3～4年度にかけて増加。
- 令和5年12月時点で、**拒絶査定不服審判の審理期間**については、令和4年度までの請求件数の増加の影響を受け、年平均9か月となっている。加えて、近年、審尋・証拠調べ発出回数が増加傾向にあり、令和5年度末には、**約10か月に審理期間がさらに延伸する**見込みである。
- 現時点の審理件数で進めると、令和6年度中の標準審理期間は、年度前半に**11か月前後**となる見込みであるが、令和5年度の請求件数が減少していることを踏まえ、引き続き業務効率化等を講じながら、平均10か月台となることを目指し、目標を**平均9～11か月**とする。

商標拒絶査定不服審判請求件数と審理期間の推移



実施庁目標
令和5年度：8～10月
令和4年度：7～9月

3. 出願・登録等について

- 「電子出願システム」の「24時間365日受付」については、オンライン出願環境が整備されていること、「方式審査期間」については、システム対応により「即日」での方式審査業務が実現していることから、それぞれ6年度目標以降は「削除」する。

項目		令和3年度評価	令和4年度評価	令和5年度目標	令和6年度目標
電子出願システム*1		達成	達成	24時間365日受付	
方式審査期間*2		達成	達成	全て即日	
登録	設定登録*3	達成	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件3営業日以内	全件3営業日以内
	移転登録*2	出勤抑制等の影響で年平均20営業日以内、年度末時点で13営業日【未達】	6月末までは13営業日以内、7月以降は全件10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件10営業日以内	全件10営業日以内
公報*4	特許・意匠・商標	達成	全件、登録日から10日以内に発行した。	10日以内	10日以内
出願、登録等に関する問合せへの対応		達成	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 システムのメンテナンス時間及び停電や大規模災害等が発生した場合を除く。

*2 手続に不備がある場合は除く。

*3 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

*4 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

4. 中小企業／地方（地域）の知財活用支援

目標（ミッションステートメント）

- 中堅・中小企業における知財意識の向上を図るとともに、競争力の源泉となる知財の戦略的な活用（知財経営）を促進することで、企業の「稼ぐ力」を向上させ、付加価値拡大による地域経済の好循環の実現を目指す。

成果指標

- ① **全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数：12,000件以上**
（※）INPIT第6期中期目標と同様の件数を設定
- ② **地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数：60件以上**
（※）第3次地域活性化行動計画（令和5年5月24日）と同様の件数を設定

効果指標

- ① **新規に特許等の出願を行う中小企業数：14,000社以上**
（※）令和5年度実施庁目標と同様の件数を設定
- ② **特許出願件数（内国人の特許出願件数）に占める中小企業の割合：18%以上**
（※）第5期科学技術基本計画（2016～2020年度）（平成28年1月22日閣議決定）における設定比率（15%）及び直近5年間（2018～2022年）（平成30年～令和4年）の平均値（16.7%）を超える目標値を設定

質的目標

- 知財経営の実践への支援から得られた知財の活用方法等をモデル的な事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げを図る（モデル事例の周知）。
- 関係機関同士のより一層のネットワーク強化を図り、関係機関が実施する各種支援施策についても、相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る（「4者連携」取組推進）。

※各指標の位置づけは以下の通り。

目標：特許庁が中小企業支援を進めるにあたり掲げるミッション・問題意識。

成果指標：単年度アウトプット目標として達成を目指す指標。

効果指標：アウトカム目標として注視しておくべき指標。

質的目標：施策の方向性

5. グローバル化への対応

項目		令和3年度評価	令和4年度評価	令和5年度目標	令和6年度目標
グローバル化への対応	特許審査ハイウェイ（PPH）の一次審査通知期間*	2.4カ月	2.4カ月	3カ月以内	3カ月以内
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	57カ国・機関 335人	48カ国・機関 313人	40カ国・機関以上 290人以上	40カ国・機関以上 290人以上

* 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の我が国における一次審査通知期間。